

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年8月9日（金）
午後1時55分から午後2時40分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名（現に在任する委員 24名）

議長（会長） 12番 桑田 誠（会議規則第7条）

出席委員数 22名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【3番】八木 良太	【4番】岡林 興通
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
	【10番】渡部 弥栄	【11番】越智 信彦	【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【16番】渡部 正義
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也		【24番】近松 安文

欠席委員数 2名

【9番】竹田 清隆 【23番】木村 誠

4. 議事に関与する職員

局長 砂田 征典
次長 新居田 伸一郎
主事 松原 圭
主事 八木 悠斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 30 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~14)

議案第 31 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~13)

議案第 32 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について (受付番号 1)

議案第 33 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~9)

議案第 34 号

農地転用事業計画変更について (受付番号 1)

議案第 35 号

農業振興地域整備計画変更 (編入) について (受付番号 1)

議案第 36 号

農業振興地域整備計画変更 (除外) について (受付番号 2)

議案第 37 号

農地集積促進員の推薦について

議案第 38 号

農用地利用集積計画関係について (受付番号 1~67)

議案第 38 号

農用地利用集積計画関係 (一括方式) について (受付番号 1~6)

報告第 18 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (受付番号 1~16)

報告第 19 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (受付番号 1~34)

報告第 20 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について(受付番号 1~4)

報告第 21 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について(受付番号 1)

6. 議事録

- 事務局 | 定刻が参りましたので、ただ今から「令和6年度 第5回総会」を始めさせていただきます。
- 本日は、委員 24 名中 22 名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
- なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第 7 条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。
- 議長 | それでは、ただ今から「令和6年度 第5回総会」を開会いたします。
- 事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。
- まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。
- 今回は、議事録署名人に【3番】八木 良太 委員、【16番】渡部 正義 委員の両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 | それでは、議案の審議に入ります。
- 議案第 30 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。
- 事務局 | それでは、ご説明いたします。議案書 1 ページをお開きください。
- 議案第 30 号は、農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断についてでございます。
- [受付番号 1]
- 申請地は且にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 535 m²でございます。
- [受付番号 2]
- 申請地は玉川町小鴨部にある農地 8 筆で、登記地目は畑、面積は 14,249 m²でございます。
- [受付番号 3]
- 申請地は玉川町鈍川にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は 575 m²でございます。
- [受付番号 4]
- 申請地は波方町樋口にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4,700 m²でございます。
- [受付番号 5]
- 申請地は波方町小部にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は合計 182 m²でございます。

[受付番号 6]

申請地は菊間町西山にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は 5,805 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は宮窪町友浦にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は 2,206 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は宮窪町宮窪にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,193 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は上浦町井口にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 509 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は上浦町井口にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は 1,972 m²でございます。

[受付番号 11]

申請地は大三島町井口にある農地 1 筆で、登記地目は山林、面積は 1,355 m²でございます。

[受付番号 12]

申請地は大三島町明日、大三島町宮浦にある農地 7 筆で、登記地目は畑、面積は 5,549 m²でございます。

[受付番号 13]

申請地は大三島町野々江にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は 1,966 m²でございます。

[受付番号 14]

申請地は大三島町宗方にある農地 17 筆で、登記地目は畑、面積は 7,287 m²でございます。

続きまして、議案書 1 ページから 3 ページの合計は、14 件、65 筆、面積 52,083 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 31 号についてご説明いたします。

議案書 4 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は 2 筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 446 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の会社員兼農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 1,808 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 3]

譲受人は 70 才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 94 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 4]

譲受人は〇〇才の農業者兼僧侶、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は合計 1,253 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 272 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 249 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 7]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 4 筆で、地目は田及び畑、面積は合計 1,996 m²で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が小作地開放及び

規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 8]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は217㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇才、申請地は1筆で、地目は畑、面積は121㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 10]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計284㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 11]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は2,554㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

ページをご覧ください。

[受付番号 12]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計1,044㎡で、現在、野菜及び柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 13]

譲受人は〇〇才の新聞販売業を営む者、申請地は11筆で、地目は田及び畑、面積は合計1,837㎡で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから26ページまでとなります。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
- ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
- ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
- ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 34 号 農地転用事業計画変更について

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、まず議案第 32 号について、ご説明いたします。
議案書 6 ページをお開きください。

[受付番号 1]

申請人は農業者 1 名、申請地は玉川地区小鴨部の 1 筆で、地目は田、転用面積は 254 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅の敷地拡張を

するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、農機具等の置場が不足し、手狭で不便であることから、居宅に隣接する申請地へ農業用倉庫を建築し、農家住宅の敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年7月12日で、許可日から令和6年12月31までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第3委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、議案第33号について、ご説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

[受付番号1]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は立花地区横田町の1筆で、地目は田、転用面積は384㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、子供の誕生も見据え、妻の実家に近く子育てのし易い申請地を、譲渡人から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年7月12日で、許可日から令和7年3月31までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は会社員の夫婦2名、譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区登畑の1筆で、地目は田、面積は340㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子供の誕生も見据え、実家に近く子育てのし易い申請地を、譲渡人から使用貸借し、分家用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年7月12日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は会社員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は富田地区松木の2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計247㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、譲渡人から申請地及び隣接する宅地を購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年7月12日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人は教員及びその妻2名、譲渡人は無職の者1名、申請地は富田地区松木の1筆で、地目は田、面積は451㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在、分譲マンション住まいですが、子供も誕生し手狭で不便になったことから、子育てのし易い申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年7月12日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は玉川地区小鴨部の1筆で、地目は田、面積は442㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以

上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、実家住まいですが、婚姻し手狭で不便になったことから、妻の実家に近く子育てのし易い申請地を、譲渡人から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年7月12日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6]

譲受人は不動産賃貸業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は菊間地区浜の1筆で、地目は畑、面積は914㎡でございます。

この申請地は非線引用途地域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場及び貸露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、申請地付近で鉄工業を営む会社から不足する駐車場及び資材置場を確保し借り受けたいとの依頼を受けたことから、譲渡人から申請地を購入し、貸露天駐車場及び貸露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年7月12日で、許可日から令和6年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は海運及び土木工事業等を営む法人、譲渡人は農業者2名、申請地は菊間地区浜の3筆で、地目はいずれも田、面積は合計1,954㎡でございます。

この申請地は非線引用途地域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が資材置場を整備するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は海運及び土木工事業等を営んでいるが、受注量の増加に伴い資材の確保が困難になっていることから、資材を備蓄し価格変動等に備えるため、譲渡人らから申請地を購入し、資材置場を整備しようとする

するものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年7月12日で、許可日から令和6年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8]

譲受人は船舶修繕業等を営む法人、農業者1名、申請地は吉海地区福田の1筆で、地目は畑、面積は997㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が工場の敷地拡張をするにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は事業規模拡大のため、自社工場に隣接する申請地を譲渡人から購入し、資材置場及び従業員用駐車場を整備し、工場の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年7月12日で、許可日から令和6年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9]

譲受人は貨物海上輸送業等を営む法人、無職の者1名、申請地は伯方地区木浦の2筆で、地目は畑、面積は1,255㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が多目的広場の敷地拡張をするにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は地域住民の健康増進に寄与するため、令和5年1月6日付愛媛県指令東農振(地5)第593号及び第594号で多目的広場への転用許可を受け、造成工事を進めていたところ、利用者及び見学者用の駐車場が不足していることから、申請地を譲渡人から購入し、露天駐車場を整備して多目的広場の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年7月12日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、議案第34号について、ご説明いたします。

議案書8ページをお開きください。

[受付番号1]

申請地は、既に令和6年2月1日付愛媛県指令東農振（地5）第39号で農地法第5条の規定に基づく転用の許可を受けている土地でございます。

事業計画につきましては、贈与による所有権移転を行うこととしておりましたが、譲渡人及び譲受人の都合により、使用貸借権の設定に権利移動の種類を変更しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年7月12日で、許可日から令和6年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

それでは、手元にお配りしております農地法第4条及び第5条の許可と事業計画変更に係る申請書ごとの要件確認書ですが、27ページ以降をご覧ください。それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの現実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが現実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが現実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

（意見、質問なし）

議長

原案どおり、転用及び事業計画変更はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員

(異議なし)

議長

それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、議案第 33 号の受付番号 1 及び 5 は、申請地が第 1 種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長

続きまして、議案第 35 号 農業振興地域整備計画変更(編入)について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 35 号について、ご説明いたします。
議案書 9 ページをご覧ください。
議案第 35 号は、農振農用地区域内農地への編入について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請地は、玉川地区高野の農地 1 筆で、面積は 226 m²でございます。
農用地であることが条件となる中山間直接支払制度の対象とするため、申請地を農用地区域内農地に編入しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

承認することに、ご異議ございませんか。

全員

(異議なし)

議長

それでは、承認することにいたします。

議長

続きまして、議案第 36 号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 36 号について、ご説明いたします。
議案書 10 ページをご覧ください。
議案第 36 号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請者は、転用者が貸露天駐車場の整備に土地を供するため、玉川地区龍岡上の申請地を農用地区域内農地から除外しようとするものでございます。

本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。

[受付番号 2]

申請者は、転用者が事務所・作業所の敷地拡張に土地を供するため、吉海地区名の申請地を農用地区域内農地から除外しようとするものでございます。

本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
議案第 37 号 農地集積促進員の推薦について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 11 ページをお開きください。
議案第 37 号は、農地集積促進員の推薦についてです。
利用権のお世話をしていただく農地集積促進員ではありますが、
農地集積促進員設置要領第 2 条の規定に基づき、市の農林水産課から推薦の依頼がありましたので、議案書 11 ページから 13 ページまでの 147 名の方々を推薦したいと思います。
また、農業経営基盤強化促進法の改正による、利用権制度の廃止にともない、今治市として利用権設定のお手伝いが主である農地集積促進員の制度も廃止せざるを得ないという判断に至りました。そのため、農地集積促進員の任期は今回

に限り令和6年9月1日から令和7年3月31日までとなります。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 推薦することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり147名を推薦いたします。

議長 続きまして、
議案第38号 農用地利用集積計画関係について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。本日、お手元にお配りしておりますA3版の議案書をご覧ください。1ページから5ページまでの議案第38号は、農用地利用集積計画関係についてでございます。この議案は、今治市長から農用地利用集積計画の決定を求められています。
今治市全体の計画が、新規44件、更新23件、合計67件、面積は133,760.00㎡でございます。要件につきましては、市の農林水産課が確認の結果、問題ないと報告を受けております。それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きますして、
議案第 39 号 農用地利用集積計画関係(一括方式)について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。引き続き、議案書の 6 ページをお開きください。
議案第 39 号は、農用地利用集積計画関係(一括方式)についてでございます。
この議案は、今治市長から一括方式農用地利用集積計画の決定を求められている
ものです。
今治市全体の計画が、新規 6 件、面積は 15,680 ㎡となっております。第 1 小委
員会及び第 4 小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤
強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、旧農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である市の基本構想に適合しており、
各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。
以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります、
ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということ
よろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きますして、
報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案書 14 ページから 20 ページの報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の届出につ
きましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 16 件の届出があ

りました。すべて、取得事由は相続であり、権利内容は所有権でありました。
議案書 21 ページの報告第 19 号 農地法第 4 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 3 件の届出があり、面積は 563 m²でありました。

議案書 22 ページの報告第 20 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 4 件の届出があり、合計面積は 1,863 m²でありました。

報告第 19 号及び報告第 20 号につきましては、各小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第 18 号から第 20 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書 23 ページの報告第 21 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。

今月は 1 件の届出があり、合計面積は 462 m²でありました。反対給付は、すべて「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。